

委員会活動報告

3月8日の本会議で付託された議案等について、総務委員会（3月9日）、産業建設委員会（3月12日）、教育厚生委員会（3月13日）、予算審査特別委員会（3月15日）を開き、審査しましたので、その概要をお知らせします。

総務委員会



付託された議案2件を審査しました。

○第2号議案 島原市市勢振興計画審議会条例

市勢振興計画審議会の設置にあたり、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

質議 市勢振興計画をつくる法的根拠は何か。

答弁 平成23年の地方自治法改正により、市町村の自主性を尊重する観点から義務づけの見直しがなされ、現行では、基本構想の法的な作

成義務というのではないが、市の各種計画の最上位に位置づけられ、市の全ての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画として、引き続き策定が必要と考えている。

このほか、審議会の委員等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第3号議案 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律による同意集積区域内における島原市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進などによる地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正などに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

質議 投資額が1億円の場合、どれぐらい免除になるのか。

答弁 1億円の投資がなされ、評価額が同じとした場合、固定資産税額は140万円となり、その140万円を課税免除することになる。そして3年間、課税額を免除する。

このほか、企業への周知方法等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会



付託された議案4件を審査しました。

○第4号議案 島原市道路占用料条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を変更するほか、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

質議 道路に看板や旗ざお等を設置する場合、道路の占用許可や占用料が必要になることを知らない方も多い。市道にそのような物件が無許可で立てられている場合の指導などは、どのようにされているのか。

答弁 事故につながらないようにするため、市で把握したときには、構造等の指導を適宜行うとともに占用料が発生する場合は、占用料の徴収を行う。

このほか、占用物件の種別区分の違い、占用料等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第5号議案 島原市都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園における運動施設の敷地面積の割合に関する制限について規定するほか、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

質議 運動施設が主に配置されている都市公園の敷地面積の割合について、本市の現状はどうか。

答弁 本市の主な都市公園において、島原総合運動公園では、敷地面積が12万3353平方メートルに対し、運動施設は4万7181平方メートルとなり、割合は38・2%、霊丘公園では、敷地面積が6万1802平方メートルに対し、運動施設は5813平方メートルとなり、割合が9・4%となっている。

このほか、条例改正の目的は何か等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第13号議案 平成30年度島原市温泉給湯事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3215万円と定めるもの。

質議 温泉給湯事業は、ヒートポンプ方式に設備を更新して順調に進んでいるとのことだが、できるだけ早く地方債等の償還をできるように努力してほしい。償還計画はどのようなになっているか。

答弁 償還計画について、地方債は平成37年度までに償還する計画で、平成36年度までは元金利子含めて約8100万円、最終年度となる37年度には約4400万円と計画している。その後、38年度から一般会計から借り入れている分の返済を始め、平成56年度までには全ての返済を終了する計画としている。

このほか、温泉使用料の未収金、一般会計からの繰入金等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第15号議案 平成30年度島原市水道事業会計予算

収益的収入及び支出の予定額は、収入で水道事業収益8億4843万7千円、支出で水道事業費用7億3884万6千円である。資本的収入及び支出の予定額は、収入で資本的収入3億3563万円、支出で資本的支出5億8889万2千円であり、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額2億5326万2千円は、当年度分消費税資本的収支調整額2078万3千円、過年度分損益勘定留保資金9629万8千円、当年度分損益勘定留保資金1億3618万1千円で補填するもの。

質議 市内の水道事業の普及率について。

答弁 28年度末現在で、昔から各家庭で管理されている井戸を利用されているところもあることから、普及率は99%。未普及地域であった礫石原町、立野町、広高野町も29年度末で給水できるように進めている。

このほか、安中地区水道水の放水、水道施設の耐震化等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

教育厚生委員会



付託された議案6件を審査しました。

○第6号議案 島原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

県内の市町において、国民健康保険事業の葬祭費の支給額を2万円に統一するため、この条例を改正しようとするもの。

質議 今回の葬祭費の減額によって、どの程度の予算が削減されるのか。

答弁 国保事業における葬祭費の実

績として、平成25年度が84件、26年度が92件、27年度が68件、28年度が63件となっており、仮に80件とした場合に40万円程度が削減される。

このほか、県内における葬祭費の現状等の質疑がなされ、挙手採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第7号議案

島原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例制度に係る規定の改正を行うほか、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

質議

今回の改正は、国民健康保険の住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町の被保険者とされている方が75歳到達等により、後期高齢者医療保険に加入した場合、住所地特例を引き継いで、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるというのだが、このような改正をする理由は何なのか。

答弁

施設等が多く集まる地域には他市、他県から入所される方がおり、その県の給付費等が増加することになるので、財政負担の均衡を保つためにこのような改正を行うものである。

このほか、本市の財政負担の影響額等の質疑がなされ、挙手採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第9号議案

平成29年度島原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1261万8千円を減額し、予算の総額を84億1116万9千円とするもの。

質議

特定健診の過去5年間の受診率の推移はどうか。

答弁

平成24年度が45・4%で県内9位、25年度が46・4%で8位、26年度が45・7%で7位、27年度が47・5%で6位、28年度が47・1%で7位となっている。

このほか、特定健診委託料が減額となった理由や特定健診事業の財源内訳等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第10号議案

平成29年度島原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

予算の総額に歳入歳出それぞれ1500万8千円を追加し、予算の

総額を6億566万3千円とするもの。

質議

広域連合への納付金が約1500万円増額となった理由は何か。

答弁

約1500万円のうち約1397万円が保険料となっており、当初予算での見込みより、軽減措置が減少したことや高額所得者の増加などにより保険料がふえたものと考えている。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第12号議案

平成30年度島原市国民健康保険事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9865万2千円と定めるものの。

質議

出産育児一時金3570万円は何人分の計上なのか。また、近年の実績はどうなっているのか。

答弁

出産育児一時金については、42万円の85件分で予算計上している。近年の実績として平成28年度が76件、27年度が86件、26年度が83件となっており、ほぼ横ばいである。

このほか、レセプト点検による医療給付費の削減効果、国保事業

の都道府県単位化等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第14号議案

平成30年度島原市後期高齢者医療特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ6億699万6千円と定めるもの。

質議

後期高齢者医療広域連合納付金が約5億9600万円計上されているが、これは高齢者が増加して、納付金もふえていると理解してよいのか。

答弁

被保険者数の推移としては増加傾向にあり、平成25年度が8026人、26年度が8067人、27年度が8098人、28年度が8176人となっており、30年度においては8220人を見込んでいる。保険料についても被保険者数の増加、また制度改正による軽減措置の削減等により、保険料が増加する見込みである。

挙手採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

予算審査特別委員会



付託された議案4件を審査しました。
審査に当たっては、まず常任委員会を単位とする各所管の分科会からの審査報告を行い、その後、総括質疑を行いました。

○第8号議案 平成29年度島原市一般会計補正予算(第7号)

予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9477万6千円を減額し、予算の総額を227億8555万2千円とするもの。

別に異議はなく、採決の結果、

原案のとおり可決することに決定しました。

○第11号議案 平成30年度島原市一般会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ248億7400万円と定めるもの。

質議 島原鉄道が新経営体制になっても、本市の要望は伝わるのか。

答弁 当面は現在の路線をそのまま引き継がれ運行されると示されている。今後、島原鉄道の事業計画が示され次第、経営改善に向けてどのような取り組みをされるのか協議を行いたいと考えている。

質議 養育支援訪問事業について、養育支援が特に必要と認められる家庭の基準があるのか。子育て支援事業などと連携しながら進める必要があると思うがどうか。

答弁 各種の子育てにかかる訪問事業などを実施しながら、また、相談を受ける中で判断することになり、明確な基準はない。なお、子育て支援に関する事業については、担当部署間で常に連携をとりながら進めている。

質議 企業立地促進・雇用創出事業について、島原独自の支援対象項

目を拡大する考えはないか。

答弁 この事業は市外からの企業誘致のほか、地場産業の育成も一つの目的としている経緯もあるので、企業誘致を図る上では、現状を把握しながら、どのようなところに力点を置いて、企業誘致、地場の育成を進めていくべきか検証させていたいただきたい。

質議 小中学校整備費について、新年度予算ではトイレの洋式化の計画はどのようになっているか。

答弁 小学校で11基、中学校で10基、計21基の便器を洋式化したい。

質議 地方交付税が昨年度と比べると4億円減額しているが、その理由は何か。

答弁 合併算定替えの縮減が約5900万円、地域経済雇用対策費が廃止をされるに伴う減が約4100万円、その他、地方財政計画の減少に伴い約2億2千万円が減額すると見込んでいる。

このほか、シェアリングエコノミー推進事業、市勢振興計画策定事業、若者チャレンジ事業、銀水の管理経費、商店街活性化事業についての質疑および、地域おこし協力隊とは相互理解を深めながら事業を進めてほしいとの要望がなされ、挙手採決の結果、原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

○第19号議案 平成29年度島原市一般会計補正予算(第8号)

予算の総額から歳入歳出それぞれ7億8720万円を減額し、予算の総額を219億9835万2千円とするもの。

○第20号議案 平成30年度島原市一般会計補正予算(第1号)

予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8320万円を追加し、予算の総額を251億5720万円とするもの。

第19号議案および第20号議案については、新庁舎整備事業の予算にかかるものであり、関連がありますので、一括して審査を行いました。

質議 新庁舎整備事業費の予算は、約42億円ということか。

答弁 事業は3カ年の継続費ということで実施していくが、その範囲内で事業を実施させていたたく。

このほか、起債について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

委員会 行政調査報告

議会に設置されている各委員会が、行政調査を行いましたので、調査内容を報告します。

【総務委員会】

◇公共施設の再配置の取り組みについて
神奈川県秦野市

(平成29年10月18日)

秦野市では、平成20年4月に公共施設の更新問題対策として、公共施設再配置計画担当を設置（23年度から課に昇格、28年度は公共施設マネジメント課と名称変更）されております。

国の公共施設等総合管理計画は策定済の公共施設の再配置に関する方針を踏襲したとのことですが、公共施設白書を21年に発行、改定を行いながら行政や利用者に都合の悪い情報も包み隠さず、画一的でない独自の視点での情報分析と課題を

抽出しているそうです。

公共施設再配置は、市長の選挙公約。トップからの強い意志で、専任の部署を設置し対応されています。

秦野市の計画は、箱物と機能分離し、小中学校を中心とした地域コミュニティの拠点ができるようにされ、地域コミュニティは昭和の大合併以前の旧町村をもとにした地区割り、学校区を維持する見込みで最大のメリットとのことでした。

計画推進のシンボル事業として保健福祉センターへ郵便局を誘致し、賃料収入を基金に積み立てている。また、平成26年には公共施設使用料金の一括改定が行われています。

庁内での危機感共有のため、庁内研修などの地道な取り組みを繰り返しているとのことでした。

◇総合窓口業務等委託について
神奈川県海老名市

(平成29年10月19日)

海老名市では、平成24年5月に職員による総合窓口が運用開始、25年7月に市民総合窓口、26年11月に福祉総合窓口の委託が開始されています。効果として、市民窓口

のコストが24%減、福祉総合窓口のコストが20%減となり、同時に市民の満足度が向上したとのことでした。

総合窓口のポイントとして、市民総合窓口と福祉総合窓口が1階にエリアを分けてあり、案内や手続方法

の改善として、番号発券システム導入やコンシェルジュの配置があり、最初の窓口でワンストップ対応が基本。窓口の取り扱いごとにわかりやすく色分けされ、レイアウト変更で待合・共用スペースの面積が約24%増加したとのことでした。

窓口業務の民間企業委託に関し、偽装請負とならないようなレイアウトをするなど注意している。また、毎月第1、第3土曜日の窓口業務の開庁時や週ごと、季節ごとの繁忙期、閑散期の人員シフトに委託先は柔軟に対応している。満足度調査では50点満点で46点とのことでした。

◇公共施設最適化推進事業について
神奈川県厚木市

(平成29年10月20日)

厚木市では、昭和50年代、中心市街地の本厚木駅周辺に、多くの公共施設が整備されており、近い将来更新時期となることから大きな財政負担が生じることや少子高齢化や人口減少社会の到来で、大型店舗の撤退などが予想され、中心市街地の活性化が喫緊の課題となつていくとのことでした。

中心施設の再配置として、コア施設の集約化と機能強化、計画的な維持管理コストや運営管理の担い手の最適化、適正な受益者負担などによる財源の確保という方針が示されています。

再配置の対象となる18施設は既に拡張移転や集約で9施設が最適化を終了。再配置の計画は、平成25年4月に策定され、国が推進する公共施設等総合管理計画の個別施設計画と位置づけられていました。

再配置に当たり、減免の規定など、調整が難しく、移転への抵抗などには、詳しく説明をしたとのことでした。厚木市には市民参加条例があり、市の基本的な事項を定める計画の策定などについては、パブリックコメントを実施するほか、説明会などで意見を聞くように定められ、計画実施の視点から見ると、どうしても時間がかかるとのことでした。



視察先で説明を受ける委員

【産業建設委員会】

◇油津商店街の再生、活性化の取り組みについて
宮崎県日南市

(平成29年11月14日)

日南市では、専門知識があり動ける民間人の登用を進められ、平成25年に油津商店街に向こう4年間で新たに20店舗誘致する目標などを業務内容に入れたテナントミックスサポートマネージャーを全国に公募。「月額90万円の委託料」という言葉の力もあり、全国的にも注目を浴びております。



視察先で説明を受ける委員

コンサルタント会社に委託した場合にかかる費用が委託料の積算根拠とされ、地域に入り込んで仕事をしてもらえる人、地元の方と共にまちづくりを動かす人が必要とし、この雇用形態とされたとのことです。

公募で選ばれた木藤亮太氏は、各種事業に取り組み、市民の目を商店街に向けさせ、商店街で何かおもしろいことをやっているという空気を生み出すことで商店街に活気を戻し、市民が自発的に参加する商店街をつくり上げられ、新たに29件の店舗誘致を実現されています。

油津商店街の再生とは、従来そこにあったお店や人通りを取り戻せたというのではなく、新たな機能がそこに追加され、新たなコミュニティがそこに生まれたということで、日南市が進めるまちづくりの中に、意味がある商店街をゼロベースでつくられるということでした。

今後も、いろいろなところと連携を図り事業を進め、自走できる商店街を目指していくとのことでした。

◇インキュベーションファーム事業（新規就農者技術習得研修施設）について

大分県豊後大野市

(平成29年11月15日)

豊後大野市では、農業就業人口が平成47年には現在の半分以上まで減少するとの推計が出され、

このままでは基幹産業である農業の存続が危ぶまれる状況とのことから、農業の担い手確保策の最重要政策として、インキュベーションファーム事業を実施されています。事業名のインキュベーションには「卵が孵化する」という意味があり、この事業は、全国から農業起業者を募集し、新規就農者支援施設を活用しながら、農業者として育てることが目的とされており。

研修作物は価格の安定、初期投資が少ない、指導体制が整っていることなどを理由に夏秋ピーマンを選定。指導体制は事業の一部を豊後大野市農林業振興公社に委託し、県やJAのピーマン部会から積極的な支援を受けられ、各関係機関と連携を図られています。指導体制の充実、これから移住、就農を考えている方が特に重要視されているとのことでした。

研修希望者の募集要領は、研修期間を2年間、応募資格を研修に2人以上で参加できる55歳未満の方や、当面必要な生活費を有していることなどと決められております。

現在、ほかの自治体で同様の事業が実施され始めた影響からか、研修生の確保が難しくなってきたとのことでした。

◇豆田地区のまちづくりについて
大分県日田市

(平成29年11月16日)

日田市は、江戸時代に幕府直轄地、天領となった歴史を持ち、九州の政治や経済の拠点となる地域。天領時代に町人のまちとして発展したのが豆田町とその周辺で、そこには歴史的な町並みが形成され、伝統的な建造物が群として良好に残り、約10・7ヘクタールの範囲が平成16年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

豆田地区は、現在では年間に約50万人と多くの観光客が訪れる場所だが、昭和50年代にはJR日田駅前の土地区画整理事業に伴い、商店街機能が豆田地区から駅前地区へ移転し、急速に衰退していったそうです。

そうした中、危機感を持った商店街店主、住民や行政が、官民協働で長年にわたり、古い町並みを生かしたまちづくり活動を行われました。

地区住民からの要望もあり、豆田地区にある南北2本の通り、御幸通りと上町通りに、電線類の地中化事業を実施されています。

電線類の地中化事業は、商店街地区での実施で、工事を夜間にするのか、日中にするのかなど、そこで商売をされる方と、そこにお住まいの住民との間に意見が折り合わないこともあったが、協議の場を多く持ちながら事業を進められたそうです。

事業実施後のアンケートでは、当初事業に賛成の方は55%だったが、事業終了後には92%の方が事業を実施してよかったとの調査結果が出ているとのことでした。

【教育厚生委員会】

◇病児・病後児保育事業について
愛知県日進市

(平成29年10月23日)

日進市では、病児・病後児保育事業を民間の総合病院である「日進おりど病院」に委託して事業を実施しております。

病院が運営する病児・病後児保育センターは、病院敷地内に整備された平屋建ての建物で、保育室が4室、静養室が2室、事務室、トイレなどを備えられ、スタッフは保育士が常勤2名と非常勤2名、看護師は常勤が1名、医師は常勤2名、事務職は常勤2名の体制です。



視察先で説明を受ける委員

平成28年度の実績は、登録児童数が1686人、延べ利用児童数は741人、稼働日数293日、市からの委託料は1522万1千円となり、財源内訳は約1千万円を国・県・市が3分の1ずつ負担し、これに施設使用料として市が5百万円を上乗せする形で委託をされていました。なお、施設開設に係る建設費等は、公的な助成は受けず、また、開設後のスタッフや医師の配置など、運営に要する経費は年間約1500万円の委託料では不足する状況だが、病院側の地域医療への貢献という方針の中で運営がなされているとのことでした。

利用要件は、市内在住の生後6月から小学校3年生までの児童で、病状の急変がない、または回復期の状態にあり、保護者の仕事や、やむを得ない理由などにより家庭での保育が困難な場合とされています。

緊急時や保護者に連絡がとれない場合には、医師の判断により医療措置を行うとのことで、地域の総合病院が運営する施設として、安心して子供を預けることができる環境となっておりまし

◇部活動における外部指導者の配置について
岐阜県多治見市

(平成29年10月24日)

多治見市では、中学校の部活動は下校時刻までとし、その後はジュニアクラブ活動として、地域、保護者の指導体制による活動とされています。

ジュニアクラブでの活動中は、学校の管理下ではないため、先生は顧問としておく必要はなく、また、土日や夏休み等の長期休業期間中の活動も一定の制限を設けており、過度な練習や指導の抑制、また近年、社会問題となっている教職員の負担軽減にもつながっているとのことでした。

ジュニア期のスポーツ環境の整備として安定した指導環境を持続させていくためには、地域の社会人によるスポーツ指導環境の整備が必要との認識から、完全学校週5日制が始まった平成14年度から市内8中学校で取り組みを開始され、ジュニア期のスポーツ活動ガイドラインを作成し、学校教育として行う部活動と、地域が担うジュニアクラブ活動に分け、それぞれの目的や活動時間、指導者の要件、安全への配慮等を示し、学校、クラブ、行政の責務を明確化されています。

現在はこの仕組みが定着しているが、スタートして5年程度は、なぜ学校や先生がもっとやらないのか、部活動の延長であるジュニアクラブでなぜ会費が要るのかなど、保護者から不満の声が非常に多く、継続が危ぶまれた時期もあったとのこと。しかし、子供のための持続可能なスポーツ環境の充実のため、保護

者に理解を求め、啓発に努めてこられたとのことでした。

◇小中一貫教育の取り組みについて
奈良県奈良市

(平成29年10月25日)

奈良市では、市内全中学校区で小中一貫教育を実施されており、9年間の連続した教育環境の中で、中1ギャップ、学力向上、奈良市ならではの特色ある学習等に取り組んでおられます。

施設の形態は、小学校が43校区、中学校が21校区ある中で、施設一体型が3中学校区、小中連携型が18中学校区とされており

小中一貫教育の目標は、単に小学校の出口と中学校の入り口をつなぐというだけではなく、義務教育9年間の連続する学びの中で、どのような子供を育んでいくのか、共通の視点を持って教育を実践していくことが重要だと考え、「地域との連携」、「小中学校の教職員の協働」、「奈良らしい特色ある教育」、「キャリア教育」4つの柱を挙げられております。

小中一貫教育の効果として、教職員の意識の高まりや子供たちの学習意欲・自己肯定感の向上、また、中学校進学時の不安減少を確認できている、また、世界遺産学習等を通じての地域とのかかわりの成果として、地域行事への参加率が向上しているとのことでした。

【議会運営委員会】

◇議会運営及び電子表決について

東京都町田市

(平成30年2月7日)

町田市では、一般質問の通告は招集日3日前の正午まで、ヒアリングは招集日3日前の午後と翌日をあてられ、通告をした議員はヒアリング期間内の半日は会派室に在籍することになっている。代表質問は無く、議案質疑の通告締め切りは一般質問の初日とのことです。

決算の認定は、各常任委員会で9月会期中に行い、附帯決議を付けて認定し、新年度予算へ反映させるようにしている。反問権は、内容の聞き直し等はあるとのことでした。

政務活動費は、会派に対し1人当たり月額6万円を半期ごとに交付。公開は政務活動費収支報告書をホームページや市議会だよりに掲載。平成28年には関係する領収書をホームページで公開し、29年度交付分からは会計帳簿をホームページで公開することです。

電子表決は議場の両サイドに65インチのモニターを設置。ほとんどの案件で電子表決を実施。規則の変更は行わずに申し合わせで電子表決を行うことができるとし、棄権は退席することです。

タブレットは各議員の良識で使用するとのことでした。

◇議会運営について
神奈川県小田原市

(平成30年2月8日)

小田原市では、特別委員会の設置状況と通常の設置存続期間について、当初予算は分割付託、決算は、設置、補正予算は分割付託、決算は、特別委員会に付託し9月定例会中に審査を行うとのことでした。

代表質問は3月定例会で可能。質問者数は会派の人数に応じて定めている。一般質問の通告内容と事前のヒアリング内容は、質問通告書を提出時に聞き取り日を確認し、執行部に伝えている。反問権は、議会基本条例で規定し、趣旨の確認で課長職以上が行使できるとのことです。

表決方法については、反対討論の有無にかかわらず、起立採決。表決は、各議員の賛否を公表するとなっており、議会だよりでは賛否が分かれたものを議員ごとに一覧で掲載し、ホームページでは賛否全てを掲載しているとのことでした。

議会改革について、議会基本条例を制定し努力規定を取り入れられ、議長選挙の所信表明は試行段階だが希望者のみ5分以内とされることなど実施されています。

議員報酬等の特例に関する条例を25年に制定し、疾病等の理由により議員が会議を長期欠席した場合、欠席した日数に応じて議員報酬を減額すると定められ、長期欠席しても報酬の返上ができないことを解消するために制定されています。

議員の出張等は、一昨年から3日以上市外へ外出する場合、議長に届け出をするよう会派の代表者会議で申し合わせられています。

政務活動費は、ホームページに収支一覧を公開し、領収等は議会図書館で閲覧でき、閲覧の実績もあるとのことでした。

◇議会運営及び電子表決について

東京都千代田区

(平成30年2月9日)

千代田区では、代表、一般質問ともに招集日の午後5時までに通告書を提出、翌日の議運で質問順を確認、聞き取りは担当部局で逐次行なわれており、反問権はないとのことでした。

政務活動費は、会派に対し、1人当たり月額15万円を四半期ごとに交付。ホームページには、月別、費目別の収支報告書を公開しているとのことでした。

表決方法は、反対討論の有無にかかわらず、賛否が分かれる場合は、投票システムで採決。人事案件は原則無記名投票だが、各派協議会及び議会運営委員会で全会一致であれば、簡易採決で同意。会議規則の中のだし書で電子表決を規定し、棄権等は退席とのこと。表決結果は、議案ごとの賛否を一覧表にしてホームページ、会議録や区議会だよりにも掲載しているとのこと。

プロジェクターやスクリーンの使用は、補足説明資料の投影を行っており、現在は試行扱い。動画や著作権に抵触するものは不可で、引用資料は、質問者が著作権者に許諾を得て使用する。操作は、全て事務局がおこなうが、質問者は読み上げ原稿に資料の投影開始と終了を明示したものを提出しなければならないとのこと。

現在の議場は、机や椅子は可動式で、机の向きは斜向型。多目的利用を前提にバリアフリーでつくっている。また、組み立て式のステージ等もあるが、床下配線のメンテナンスやセキュリティ問題があり、使用実績は少ないとのことでした。



視察先で説明を受ける委員